

千葉市告示第803号

下記記載の市税にかかる書類を送付すべきところ住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により告示します。

これらの書類は千葉市財政局税務部西部市税事務所納税第二課で保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなされます。

令和 8年 9月30日

千葉市長 神谷俊一

記

No.	氏 名	書 類 名	件数
1	水野 孝幸	交付要求通知書	1 件
		参加差押通知書	1 件